銀年 銀座でわかる年金 情報（第 195 号）

745-0031　周南市銀南街 21　銀南ビル２階
銀座社会保険労務士法人　社会保険労務士　吉国　智彦
TEL　0834-34-0567　FAX　0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
https://ginza-syaroushi.com/
動画：社会保険労務士チャンネル
https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw

収穫を迎えた周南市中須北の棚田：やまぐちの棚田 20 選（令 7.9.27）

マイナ保険証の現在

光陰矢の如し。昨年 12 月 2 日に健康保険被保険者証の交付・再交付が廃止され、マイナ保険証（健康保険の利用登録がされた個人番号カード）の時代が本格的に到来しており、その今について解説します。

1 保険医療機関への受診

現時点において、保険医療機関・保険薬局（以下「保険医療機関等」といいます）に受診するときには、被保険者証が本年 12 月 1 日まで過渡的に有効ですから、これを提示して健康保険で治療（療養の給付といいます）が受けられます。

基本的にマイナ保険証の利用を基本とする仕組みへ移行しました。個人番号カードの保有が義務化されておらず、マイナ保険証を所持しなくとも療養の給付を受けることができるべきで、そのため新たに「資格確認書」といういわば被保険者証代わりのものが発行されるに至っております。せっかく被保険者証を廃止したのに、類似証を発行する矛盾した対応になっていることは課題です。

マイナ保険証は、これをカードリーダーで読み取ることで保険医療機関等は被保険者情報を通信回線によって確認することができ、窓口に提示は行いません。対して、被保険者証・資格確認書は保険医療機関等の窓口へ提示するという違いがあります。

本年 7 月の保険医療機関受診者に占めるマイナ保険証利用者の割合は 45.9%まで上昇しています（令 7.8.29 厚生労働省：マイナ保険証の利用促進等について）。

2 マイナ保険証による受診方法とその利便性

マイナ保険証を利用すると、より正確な本人確認や過去の医療情報の提供に関する同意取得等を行うことができ、より良い医療が受けられます。具体的には、診療情報や過去の薬剤情報、また、特定健診の情報の提供に同意すると、他の医療機関で診療した内容、服用している薬や注射薬、診療歴、健康診断の結果を、医師や薬剤師に正確に伝えることができます。更には、お薬手帳に通常記載されない院内処方薬なども正確に共有されます。そのための手順は次のとおりです。

⑴ 本人確認（顔認証又は暗証番号）
⑵ 過去の治療状況の同意（同意しなくとも可）
⑶ その他の医療情報の同意（同意しなくとも可）

3 個人番号カードの有効期限

個人番号カードは、個人番号（マイナンバー）、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が記載されたカードで、それ自体の有効期限は 10 年間で、電子証明書の有効期限は 5 年間となっております。

電子証明書の有効期限までに更新ができないまま受診しても、有効期限が切れから 3 か月間は健康保険証として利用可能です。いずれにせよ、速やかに住居地の自治体窓口にて更新手続きが必要となります。

4 マイナ保険証の有効性

先般、それまで健康体で医療機関へほぼ受診していなかった方が、ある日突然自宅で倒れ（脳出血）、救急搬送される事態となりました。

療養の給付では、自己負担額が定まっています（基本的に 3 割負担）。医療費が 1 万円ならばたいしたことはないものの、100 万円といった高額医療であるときには、標準報酬月額に応じて自己負担限度額が定められております。

マイナ保険証の受診では、1 の仕組みから保険医療機関等において前記の自己負担額を知ることができるので、その額のみ被保険者が負担すればよいことになります。マイナ保険証でなければ、一旦 3 割を負担した後、自己負担限度額を超えた分を高額療養費として請求することになり、手間と金銭的な負担を要します。

5 救急搬送

119 番通報で駆けつけた救急隊員は、搬送される本人の名前や生年月日等の基本的な情報のほか、かかりつけの病院やこれまで服用しているお薬などの様々な情報の聞き取りを行っています。

これらの情報は、搬送する病院の決定や救急車内での処置、病院到着後にすぐに治療を始めるための準備などに役立てられ、命を守るために欠かせない情報です。

一方、病気や怪我で苦しむ本人や気が動転している家族から、これら情報を正確に聞き取ることは、困難なこともあります。

6 マイナ救急

そこで、マイナ保険証の出番、救急隊員が過去に受診した病院や処方された薬などの医療情報を閲覧します。本人や付き添われる家族の方の負担を軽くするとともに、適切な治療を受けられるよう活用します。

傷病者が会話困難であっても、救急隊員が服薬情報や受診歴を把握し、適切な処置・搬送先の選定に役立てることが期待されています。

具体的には、救急隊員がマイナ保険証をカードリーダーで読み取って、タブレット端末により必要な医療情報を確認することができます。原則として、本人の同意が必要であるところ、意識不明の事態では救急隊員の判断で照会可能となっているようです。

万一の場合こそ、健康保険の保障が機能すべきで、その鍵がマイナ保険証です（総務省ＨＰ参照）。

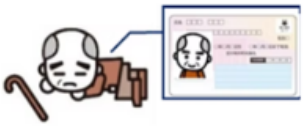

自分の病歴や
飲んでいる薬を
救急隊に正確に伝える
ことができる

円滑な搬送先病院の選定や適切
な処置が実施できる

搬送先病院で
治療の事前準備ができる